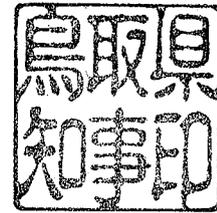


第201300137060号  
平成25年11月29日

鳥取県東部広域行政管理組合  
管理者 鳥取市長 竹内 功 様

鳥取県知事 平井 伸治



鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価書に  
対する環境影響評価条例第24条第2項に基づく通知について（通知）

平成25年10月30日付発生環第495号で提出された環境影響評価書（以下「評価書」という。）については、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）第24条第2項の規定に基づき、環境保全の見地からの修正の必要が認められないことを通知します。

ただし、施設の処理方式等の詳細が未決定であることから、処理方式決定後の比較検証結果を厳正に確認するために、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くなど、今後も条例の規定と同等の手続を実施するので、検証結果が取りまとめ次第報告してください。

また、下記の内容についても適切に実施することとしてください。

（担当：生活環境部環境立県推進課 後藤田、居蔵 / 電話：0857-26-7876）

#### 記

- 1 環境保全の見地からの住民意見については真摯に受け止め、十分な説明及び誠意ある対応を行うこと。  
また、本通知は、評価書に記載された周辺住民等に対する説明や情報公開、及び処理方式等決定後の比較検証などの実施を前提としており、これらの各種手続について、その方針を周辺住民等に対し周知徹底を図るとともに、確実に実施すること。
- 2 土地造成から施設供用までの事業全般にわたり、環境負荷がより一層低減されるような事業計画としたうえで、その計画に基づき事業を実施すること。
- 3 事業計画の進捗の節目ごとに、事業計画の変更の有無及び環境影響の変化の見込みを報告すること。  
また、事業内容を変更するときで、環境影響評価その他の手続の再実施又は変更届出書の提出が必要となる場合は、確実に実施すること。
- 4 処理方式等の詳細決定後の比較検証結果に対して、追加の環境保全措置等を求めた場合には、確実に実施すること。
- 5 環境影響に係る予測には不確実性が伴うことから、評価書に記載した事後調査は確実に実施することとし、その結果を踏まえて必要な環境保全措置等を講じるよう求めた場合には、これについても確実に実施すること。